

公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県福岡市博多区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、アジア太平洋博覧会—福岡’89の成功を記念するとともに、アジアに開かれた福岡の歴史、文化、その他の特性を生かした国際交流を促進する活動を行うことにより、市民一人ひとりが多様性を認め合いながら国際的な相互理解を深める多文化共生社会の実現に寄与し、もって、地域の発展と国際平和に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) アジア太平洋博覧会—福岡’89 を記念する事業
- (2) 市民の国際交流を促進する事業
- (3) 在住外国人及び外国人学生を支援する事業
- (4) グローバル人材を育成する事業
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、福岡都市圏において行うものとする。ただし、同項第2号及び第4号の事業は、福岡市との間で交流を行っている海外の都市においても行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、理事会で、基本財産とすることを決議した財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分又は除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の運用)

第7条 この法人の財産の運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資産運用規程によるものとする。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類については、毎事業年度の終了後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の規定により報告又は承認された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、個人の住所に関する記載を除き一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 役員の報酬等並びに評議員及び役員の費用の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 定款については、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 5 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号に規定する書類に記載するものとする。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第12条 この法人に、評議員5名以上9名以内を置く。

(選任等)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
- 3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員を新たに選任したときは、2週間以内に、事務所の所在地において変更の登記をし、遅滞無く、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(任期)

- 第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 この定款で定めた評議員の定数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第15条 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
- 3 前項の規定に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員の報酬等並びに評議員及び役員の費用に関する規程による。

第2節 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議をする。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

2 定時評議員会は、年1回毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と判断したとき。
- (2) 評議員から、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求をした評議員が、裁判所の許可を得て、評議員会を招集するとき。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第20条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により定める。

(定足数)

第22条 評議員会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、評議員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第189条第2項に規定する事項及びこの定款に定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(評議員会の決議の省略)

第24条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第25条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した評議員のうちからその評議会において選任された議事録署名人の2名以上が記名押印しなければならない。

第5章 役員及び理事会

第1節 役員

(定数)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

理事 5名以上9名以内

監事 1名以上2名以内

- 2 理事のうち、1名を理事長とし、理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第1号に規定する代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち1名を専務理事とし、専務理事をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号に規定する業務を執行する理事とする。

(選任等)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特殊の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 専務理事は、事務局を統括するとともに、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、専務理事が、理事長の代表権を伴わない業務執行に係る職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事並びに事務局長及び事務局職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 この定款で定めた理事及び監事の定数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事及び監事は、新たに選任された理事及び監事が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

5 理事又は監事については、再任を妨げない。

(解任)

第32条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第33条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、報酬等を支給することができる。

2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員の報酬等並びに評議員及び役員費用に関する規程による。

第2節 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、法令及びこの定款に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長とする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会の議長となる。

(定足数)

第38条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会への報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第29条第3項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。第40条の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第6章 役員等の損害賠償責任

(損害賠償責任の免除)

第43条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第7章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業並びに第13条に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第47条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員会において、議決に加わることができる評議員の4分の3以上の決議を経て、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業並びに第13条に規定する評議員の選任及び解任の方法については、変更することができる。

(合併等)

第45条 この法人は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡、又は譲受をすることができる。

(解散)

第46条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益法人認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、評議員会の決議により同法第5条第17号に掲げる者に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第48条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、福岡市に贈与するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第50条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める処務規程及び就業規則による。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第51条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を理事長が別に定める情報公開規程により公開するものとする。

(個人情報の保護)

第52条 この法人は、理事長が別に定める個人情報管理規程により、業務上知り得た個人情報の保護に努めるものとする。

(公告)

第53条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、鎌田 迪貞とする。
- 4 この法人の最初の業務執行理事は、日下部 喜通とする。
- 5 この法人の登記の日に就任する評議員は、次のとおりとする。
明石 博義 吾郷 眞一 芦塚 日出美
惣福脇 亨 高田 洋征 田中 俊太
土屋 直知
- 6 この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、次のとおりとする。
 - (1) 理事
鎌田 迪貞 日下部 喜通 貞刈 厚仁
佐藤 忠芳 長島 秀彦 西岡 潤史
柳原 正治
 - (2) 監事
石田 佳久 竹田 伸剛

附則

この定款は、平成25年6月18日から施行する。

附則

この定款は、公益財団法人よかトピア記念国際財団と公益財団法人福岡国際交流協会が締結した合併契約書に定める合併の効力発生日から施行する。

附則

この定款は、平成28年10月1日から施行する。